福岡県収用委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則 (平成十六年福岡県収用委員会規則第一号)

新旧対照表

改正案	現行
福岡県収用委員会に係る情報通信技術を活用した行政	福岡県収用委員会に係る行政手続等における情報通信
の推進等に関する規則	の技術の利用に関する規則
福岡県収用委員会に対して行うこととされ、又は福岡県収用委員	福岡県収用委員会に対して行うこととされ、又は福岡県収用委員
会が行うこととしている手続等及び規則の規定(条例に基づくもの	(条例に基づくもの 会が行うこととしている手続等及び規則の規定 (条例に基づくもの
を除く。)に基づいて福岡県収用委員会に対して行うこととされ、	を除く。)に基づいて福岡県収用委員会に対して行うこととされ、
又は福岡県収用委員会等が行うこととしている申請、通知その他の	又は福岡県収用委員会等が行うこととしている申請、通知その他の
行為を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術	行為を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術
を利用する方法により行う場合については、知事等に係る情報通信	を利用する方法により行う場合については、知事等に係る行政手続
技術を活用した行政の推進等に関する規則(平成十六年福岡県規則	等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十六年福岡県
第二十五号)の規定の例による。	規則第二十五号)の規定の例による。